第２６５回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

１　日　時：平成 24 年 5 月 14(月) 10:07～10:20
２　場　所：第一特別委員会室
３　内　容：

（１）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

5 月 14 日午前 6 時現在の状況について報告する。

直近の測定結果で、最小値は、下郷町の道の駅しもごう、南会津町の道の駅たじまの 0.04μSv/h、最大値は、大熊町の夫沢三区地区集会所の 38.05μSv/h となっている。

継続して測定を実施している地点については、おおむね横ばいまたは減少傾向を示している。

（２）福島県民向け電話相談窓口　週報について

オフサイトセンター事務局：別紙資料により説明

先週の相談件数は、200 件。

主な内容は、放射線の測定結果について、低い数値が出ていたのではないか、風が強い日には放射性物質は浮遊するのかといった問い合わせや一時立入についての意見があった。

（３）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

先週の相談件数は、14 件。

内容は、山菜やきのこなどのモニタリング調査結果に関するものが 9 件、農地の除染に関するものが 1 件であった。空間線量から表土中のセシウム濃度を測定する方法についての問い合わせなどがあった。山菜については、連日モニタリング結果の公表を行っているので、出荷制限に関する問い合わせが多い。その際には、県のＨＰでモニタリング結果を検索できるようになっているので、その旨を伝えるようにしている。

（４）「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」利用状況について

原子力損害対策担当理事：別紙資料により説明

相談件数は、145 件となっている。件数は、最近ではかなり少ない状況になっている。

問い合わせは、中通り、浜通りの方の個人からのものが、かなり多くなっている。

内容は、自主避難に該当する・しないの問い合わせ、個人のケースでの賠償、評価に対する不満の相談が多くなっている。

（５）経営・金融・労働の相談状況について

商工労働部長：別紙資料により説明

先週の相談件数は、合計で 15 件。ここ３回ほど本部報告は３４、３５件ほどで推移していたので、件数として減っている。

内容は、制度資金に関する融資要件についての相談、雇用保険が切れることに伴う求人情報の提供についての相談があった。

（６）「平成２４年度第１回福島県除染技術実証事業に係る公募」について

生活環境部長：別紙資料により説明

今年度も昨年度に続いて、技術実証事業を行う。今年度は前半・後半と分けて行う予定である。今年度の特徴として、今までの県内の低線量地区の除染の状況を踏まえて、特に今回は構造物に対する除染の技術、屋根など除染効果の低い構造物についての除染技術、破損する恐れのある構造物に対する有効な除染技術、排水中の放射性物質の低減技術についても募集したい。今後のスケジュールについては、審査をして、その結果採択されたものについては、７月から８月にかけて実験をして、結果の公表は９月ごろを目途に行う。原則として、実証事業の必要経費については、申請者・試験実施者が負担して頂き、一方で、検査検証は県が実施をするという考えで進めていきたい。奮って応募を頂きたいので、協力をお願いしたい。

（７）警察本部から

県警警務部長：口頭により説明

本日５月１４日午前１０時から午後３時まで行方不明者の一斉捜索を行う。実施場所は太平洋沿岸の捜査については、相馬、南相馬、双葉、いわき中央、いわき東、いわき南警察署各管内、及び藤沼湖の下流域の捜索については須賀川署管内となっている。以上の７箇所において捜索を行う体制は、県警の人数約３００名で内訳は各署の人員に加え、県下の全署から捜索のための要員を出している。その中には他県から現在出向しているウルトラ警察隊である特別警ら隊も含まれている。また、本日の捜索には関係機関団体にも御協力頂いている。福島海上保安部、被災地域の消防署、また、被災地域の浪江、双葉、大熊、富岡、広野、いわきの各消防団の方々が地元の捜索に参加される。そして、今回は県の調査船も出して頂いて、洋上からの捜索をして頂くことになっている。実働部隊合計５００名となっており、一人でも多くの方を何とか捜索できるように実施したい。

なお、今日現在で全国の警察から警戒区域での立入規制、避難区域及び計画的避難区域における警戒、警ら、犯罪等の邀撃捜査で４７５名の応援派遣部隊を派遣して頂いている。

（８）その他

知事：

保健福祉部になるのか、震災関連死、また被災者が孤立化することにより、自殺につながっているという報道があったが、震災から１年２ヶ月も経つと原子力災害で将来の見えない人達がそうなってくる可能性があるので、対策を考えていかなければならないが、県としてどのように考えているのか、教えて欲しい。

保健福祉部長：

仮設住宅及び借り上げ住宅に避難されている県民の皆様、特に高齢の世帯等を中心に保健福祉事務所と市町村が連携をしながら、訪問調査等に回らせて頂いている。また、妊産婦や乳幼児を抱えている世帯については、助産師会等にお願いして、全戸を回って、悩みや不満に答えていくといった事業を展開している。今年度も引き続き実施する予定としている。ただ、個別のアパート等にお住まいの避難者の方達について、全数の把握がなかなか難しいことから、今年度４月から心のケアセンターという組織を県内６方部に立ち上げ、全員で５０名の体制で、保健福祉事務所と市町村が連携しながら、業務を行っている。また、医大の県民健康管理調査の一環で、コールセンターも開設しているので、そこに寄せられた情報を全て心のケアセンターに集約し、戸別訪問に歩くという体制をとっている。今後孤独死等が起きないように万全の体制を取っていきたいと考えている。

知事：

復旧・復興は人間の復旧・復興と言われているくらい極めて大事なところなので、万全の体制でしっかり対応して貰いたい。